

(2) 梁瑞 生没年不詳。久米村吳江梁氏(亀嶋家)。この他に火長として二度暹羅に渡航した(『家譜(二)』七五七頁)。

使者三員 馬參魯 吳実 馬加尼  
通事一員 蔡進  
人伴三十一名

1-29-13

国王尚真の、進貢謝恩のため正議大夫陳義等を遣わす執照

(一五一六、九、一三)

琉球国中山王尚真、進貢、謝恩等の事の為にす。

火長 宗遂  
管船直庫 南比  
梢水共に二百三十八名

正徳十一年(一五一六)九月十三日

今、特に正議大夫陳義を遣わし、長史蔡遷等と共に、共に表文一通を齎しむ。寧字号海船一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万

右の執照は存留在船通事梁瓚等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事の為にす 執照

斤・鍍金銅結束皮繫紅漆鞞腰刀六把・鍍金銅結束紅漆鞞鞍刀六把・象牙七条共に重さ一百七十斤・束香一百斤・番錫一千斤を

装載し、京に赴き進貢し謝恩す。所<sup>よ</sup>扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠<sup>まこと</sup>に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、

注(1) 蔡進 生没年不詳。久米村蔡氏(儀間家)五世(『家譜(二)』二五二頁)。

二五二頁)。

除外に今、玄字二百七号半印勘合執照を給して存留在船通事梁瓚

等に付し、収執して前去せしむ。如し<sup>も</sup>経過の関津把隘の去<sup>とこ</sup>処及び

沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて

遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 陳義

長史一員 蔡遷

長史一員 蔡遷

1-29-14

国王尚真の、進貢のため長史蔡遷等を遣わす執照

(一五二七、九、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡遷等を遣わし、表文一通を齎捧して寧字号海船

一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万斤を装載して京に赴き進貢